

➤ みずほ情報総研株式会社

当行は、総振データ代行送信業務を取り扱う上記の電子決済等代行業者との間で契約を締結しており、銀行法第52条の61の10第3項に基づき、電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に生じた損害賠償責任の分担について

- (1) 総振データ代行送信業務にて提供される電子決済等代行業者のサービスに関して利用者に損害が発生した場合、電子決済等代行業者が当該業務に係る契約に従い損害の全部又は一部を賠償又は補償します。
- (2) 当該損害が電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由によるものであるとき等は、当行は、利用者に支払うこととなる損害の全部又は一部を電子決済等代行業者に求償できる場合があります。
- (3) 当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを電子決済等代行業者が疎明したとき等は、電子決済等代行業者は利用者に賠償又は補償した損害の全部又は一部を当行に求償することができます。
- (4) 当該損害が電子決済等代行業者又は当行のいずれの責めにも帰すことができない事由によるものである場合、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について誠実に協議を行います。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、電子決済等代行業者サービスの利用規約に従って取り扱います。
- (2) 電子決済等代行業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとします。
- (3) 電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不適切であると客観的かつ合理的な事由により判断した場合、当行は、総振データ代行送信業務を制限もしくは停止すること又は契約を解除することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者(銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者をいいます)が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合、自らが当行に負う利用者情報の適正な取扱い及び安全管理に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (3) 当行は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業再委託者に対する指導又は改善が不適切であると客観的かつ合理的な事由により判断した場合、総振データ代行送信業務を制限もしくは停止すること又は契約を解除することがあります。

以上